方向にする自転車及び特定小型電動車」と、「により、標示板の矢印が示す方向の反対方向にする自転車」とあるのは「により、標示板の矢印が示す方向の反対方向にする自転車及び特定小型電動車」と、同部分専用通行帯の項中「軽車両を除き」と、同令別表第五規制標示の部分専用通行帯の項中「軽車両を除き」とあるのは「軽車両及び特定小型電動車を除き」とする。

（補助標識の特例）

第二条　新事業活動実施区域における道路標識、区画線及び道路標示に関する命令別表第一補助標識の部分の規定の適用については、「車両進入禁止」、「指定方向外進行禁止」及び「一方通行」を表示する本標識に附置されている「車両の種類（A・B）（503―A・B）」を表示する補助標識のうち、普通自転車が当該本標識が表示する交通の規制の対象となる車両でないことを示しているものについては、国家公安委員会関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令に規定する小型電動車であって、同令に規定する認定新事業活動計画に従って実施される同令に規定する新事業活動において貸し渡され、新事業活動実施区域内の道路を通行しているものも当該本標識が表示する交通の規制の対象となる車両でないことを示すものとする。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

方向にする自転車及び特定小型電動車」と、「により、標示板の矢印が示す方向の反対方向にする自転車」とあるのは「により、標示板の矢印が示す方向の反対方向にする自転車及び特定小型電動車」と、同部分専用通行帯の項中「軽車両を除き」と、同令別表第五規制標示の部分専用通行帯の項中「軽車両を除き」とあるのは「軽車両及び特定小型電動車を除き」とする。

（補助標識の特例）

第二条　新事業活動実施区域における道路標識、区画線及び道路標示に関する命令別表第一補助標識の部分の規定の適用については、「車両進入禁止」、「指定方向外進行禁止」及び「一方通行」を表示する本標識に附置されている「車両の種類（A・B）（503―A・B）」を表示する補助標識のうち、普通自転車が当該本標識が表示する交通の規制の対象となる車両でないことを示しているものについては、国家公安委員会関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令に規定する小型電動車であって、同令に規定する認定新事業活動計画に従って実施される同令に規定する新事業活動において貸し渡され、新事業活動実施区域内の道路を通行しているものも当該本標識が表示する交通の規制の対象となる車両でないことを示すものとする。

省　令

○財務省令第四十九号

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の一部の施行に伴い、生産性向上特別措置法に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令を廃止する省令を次のように定める。

令和三年六月十六日

財務大臣　麻生　太郎

生産性向上特別措置法に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令（平成三十年財務省令第四十三号）は、廃止する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第五十号

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の一部の施行に伴い、並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の五の三第一項、第四十二条の十二の四第一項、第六十八条の十五の五第一項及び第八十三条の二の三の規定に基づき、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年六月十六日

財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令

（租税特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の六第四項第一号中「第二条第五項」を「第二条第六項」に改める。

第五条の十一第一項中「第十六条第二項」を「第十七条第二項」に改める。

第五条の十二第一項中「第二条第十一項」を「第二条第十項」に改める。

第二十条第十九項第一号中「第二条第五項」を「第二条第六項」に改める。

第二十条の九第一項中「第十六条第二項」を「第十七条第二項」に改める。

第二十条の十第一項中「第二条第十一項」を「第二条第十項」に改める。

第二十二条の三十一第一項中「第十六条第二項」を「第十七条第二項」に改める。

第二十二条の三十二第一項中「第二条第十一項」を「第二条第十項」に改める。

第三十一条の五第一項中「第八十三条の二の二第一項の」を「第八十三条の二の三第一項の」に、「第八十三条の二の二第一項第一号」を「第八十三条の二の三第一項第一号」に改め、同条第二項中「第八十三条の二の二第二項」を「第八十三条の二の三第二項」に改め、同条第三項中「第八十三条の二の二第三項の規定の」を「第八十三条の二の三第三項の規定の」に改め、同項第一号中「第八十三条の二の二第三項の」を「第八十三条の二の三第三項の」に、「第八十三条の二の二第三項第一号イ」を「第八十三条の二の三第三項第一号イ」に改め、同項第二号中「第八十三条の二の二第三項」を「第八十三条の二の三第三項」に改める。

（租税特別措置法施行規則等の一部改正）

第二条　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十一年財務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条及び第十五条中「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、同条第四項第一号中「第二条第五項」とあるのは「第二条第六項」とする」に改める。